

日本学生支援機構奨学金 在学採用の手続き

Step1 窓口で申請書類を受け取る

- 学生支援課の窓口（ビジネスデザイン学部生はBDLオフィス）で、申請書類を受け取ってください

Step2 書類を準備する

- ① 提出書類点検票 <原本>
- ② スカラネット入力下書き用紙 <原本>
 - ※必要項目を全て記入し、全ページ写真を撮るかコピーをする（同じ内容を入力するため）
 - ※和泉キャンパスの郵便番号は「594-1152」で記入
 - ※連帯保証人は原則、「父母」を記入
 - ※「生計維持者は 2024 年 1 月 2 日以降に転職しましたか」に読み替え（P.13）
 - ※「生計維持者は 2025 年 1 月 1 日の時点で日本国内に住んでいましたか」に読み替え（P.13,14）
- ③ 家庭事情情報下書き用紙 <原本>
 - ※8 割以上（160 文字以上 200 文字以内）記入
 - ※記入後、写真を撮るかコピーをする（同じ内容を入力するため）
- ④ 【該当者のみ】
 - 1 年生の場合
 - 高等学校の調査書 <未開封に限る> または 成績証明書 <コピー可>
 - 編入生の場合
 - 出身学校の成績証明書 <コピー可>
 - 父母の死別、離別（別生計）など、生計維持者が父母 2 名でない場合
 - 戸籍謄本など事実関係を確認できる書類 <コピー可>
 - 申込者本人が外国籍の場合
 - 在留資格及び在留期間が明記されている証明書 <コピー>
 - ※家族滞在の場合は上記に加え「出入国記録の写し」<原本>
 - 申込者本人が社会的養護を必要とする場合
 - 施設等在籍証明書、児童（里親）委託証明書、措置解除決定通知書など <コピー可>
 - 2025 年 1 月 1 日～2025 年 8 月 31 日までに、新たに生まれた子等があり、生計維持者の扶養する親族の合計が 3 人以上となった場合
 - ※ 生計維持者の配偶者は含みません
 - 実子：出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等 <コピー可>
 - 委託された里子：里親委託証明書 等 <コピー可>
 - 特別養子縁組をした特別養子：特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等 <コピー可>

Step3 学生支援課の窓口（ビジネスデザイン学部生はBDLオフィス）に書類を提出する

第1回 提出締切日：9月22日（月）

第2回 提出締切日：10月24日（金）

Step4 スカラネットの入力をする

第1回 入力締切日：9月22日（月）

第2回 入力締切日：10月24日（金）

- ※ スカラネット入力下書き用紙に記入した内容と、必ず同じ内容を入力してください
- ※ 変更がある場合は申し出てください
- ※ 異なる内容を入力した場合は、再入力や、不利益な結果となることがあります

Step5 マイナンバーの入力をする

第1回 入力締切日：9月22日（月）

第2回 入力締切日：10月24日（金）

- ※ Step4の入力後、マイナンバーの入力を行うことができます

Step6 奨学金確認書兼地方税同意書を郵送する

第1回 提出必着日：9月30日（火）

第2回 提出必着日：10月31日（金）

- ※ 身元確認書類（学生証等）の添付忘れに注意してください
- ※ 本人、生計維持者①、生計維持者②の欄は、自署のためそれぞれの方が記入する必要があります
- ※ 郵便局の窓口へ行き、簡易書留で郵送してください

Step7 奨学金の振込を確認する

	スカラネット ・マイナンバー 入力締切日	奨学金確認書兼 地方税同意書 提出必着日	初回振込日
第1回（11月採用）	9月22日（月）	9月30日（火）	11月11日（火）
第2回（12月採用）	10月24日（金）	10月31日（金）	12月11日（木）

※ 以下の場合、振込はありません

- ・ 不採用となった場合
- ・ 多子世帯のみに採用された場合
- ・ マイナンバーの不備 または 未入力の場合
- ・ 奨学金確認書兼地方税同意書の不備 または 未提出の場合
- ・ 振込口座の入力間違い

Step8 採用者説明会に出席する（必須）

- ※ 実施日時は、採用者にM-Portで通知します
- ※ 説明会で、大切な書類を配付しますので必ず出席してください（授業優先）
- ※ 学生証がないとお渡しできません
- ※ 採用人数によっては、実施しない場合があります

Step9 返還誓約書等を提出する

① 返還誓約書〈貸与奨学生のみ〉

初回振込日	提出締切日
11月11日（火）	12月22日（月）
12月11日（木）	2026年1月30日（金）

※ 返還誓約書等の提出がない場合は、振込保留や採用取消（一括返戻が必要）となります

② 自宅外通学申請書類〈給付、第一種奨学生の自宅外通学者〉

	給付	第一種
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・通学形態変更届 ・自宅外通学の証明書類のコピー ※下宿先住所（部屋番号）、契約期間、家賃、入居者、賃貸人、賃借人の記載があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅外通学の証明書類のコピー ※下宿先住所（部屋番号）、契約期間、家賃、入居者、賃貸人、賃借人の記載があること
反映月	書類提出月の2～3ヶ月後	採用月から自宅外月額
注意事項	採用月及び入居日のどちらからも3か月を経過して提出された場合、提出月から自宅外月額に変更となります。	自宅外通学の証明書類の提出がない場合は、遡って返戻をする必要があります